

目 次

告示

- 平成23年度北海道立高等学校「水産」担当教員採用特別選考検査の実施について…………… 1
- 平成23年度北海道立特別支援学校「理療」担当教員採用障害者特別選考検査の実施について…………… 2

告 示

北海道教育委員会告示第95号

平成23年度北海道立高等学校「水産」担当教員採用特別選考検査を次の要領により行う。

平成22年11月25日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

平成23年度北海道立高等学校「水産」担当教員採用特別選考検査実施要領

1 目的

この検査は、平成23年度北海道立高等学校教員の採用候補者を選考するために行うものです。

2 受検区分及び資格

区分	教科	受検資格（所有免許状）	生年月日
高等学校教諭	水産	高等学校教諭の普通免許状（商船）を有する者で、3級海技士免許（機関）以上の資格を有するもの	昭和36年4月2日以降に生まれた者

(注) 1 所有免許状は、平成23年3月31日までの取得見込みを含みます。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、受検できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされた準禁治産者を含みます。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (4) 公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 採用予定数

1名

4 出願手続

(1) 出願書類

提出部数は1部です。

ア及びイの書類については、様式を北海道教育委員会のホームページからダウンロードすることができます。北海道教育庁総務政策局教職員課でも配布します。

提出書類	ア 願書
	イ 自己推薦書
	ウ 受検通知用はがき 通常はがきを使用し、あて先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、裏面は記入しないようにしてください。
	エ 結果通知用封筒 定型内封筒（長形3号）を使用し、あて先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、80円切手を貼ってください。

(2) 出願書類の受付期間

提出方法	受付期間	備 考

持参する場合	平成22年11月25日（木）から 平成22年12月2日（木）まで	9時から17時まで （土曜日及び日曜日を除く。）
郵送する場合	平成22年12月1日（水）の 消印のものまで有効	「簡易書留」扱いとしてください。

- (注) 1 受付期間終了後に提出された出願書類や不備がある出願書類は受け付けません。受理した出願書類は返戻しません。
2 受理した出願書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

(3) 出願書類の提出先

北海道教育庁総務政策局教職員課
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

(4) その他

身体に障害がある方で、障害に応じた配慮による受検を希望する方は、願書の「配慮希望事項」欄に記入してください。

また、検査会場において配慮を必要とする方は、願書の「希望事項」欄に記入するとともに、出願時に連絡してください。

5 検査期日

平成22年12月12日（日）

6 検査会場

札幌市中央区北3条西7丁目
道庁別館西棟庁舎

7 検査の日程及び内容

(1) 日程

～8:45	集 合
9:00～10:00	論文検査（60分）
10:20～ （12:00～13:00 休憩）	面接検査（個別面接）

(2) 内容

ア 論文検査（60分）800字以内

イ 面接検査（個別面接）一人35分程度

（内容）・一般面接

・教育活動における具体的な場面設定による教員としての指導や対応

8 選考結果の通知等

- (1) 選考結果は平成22年12月中に、採用候補者名簿に登録する者とし、しない者とに区分して通知します。

なお、採用候補者名簿の有効期限は、平成24年3月31日までです。

- (2) 採用候補者名簿の登録者については、本人への結果通知時に北海道教育委員会のホームページに受検区分ごとに受検番号を掲載します。

- (3) 選考結果の開示請求

面接検査まで終了した受検者で、登録にならなかったものについては、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第27条の規定により、結果通知書を発送した日から1か月間に限り、受検者本人が自己の選考検査の結果について、口頭による開示請求をすることができます。

口頭による開示請求の詳細については、検査時にお知らせします。

9 採用の方法

- (1) 採用は、登録者の中から、平成23年4月から平成24年3月までの間において欠員が生じたときに行いますが、登録が直ちに採用を意味するものではありません。

- (2) 採用に当たっては、健康判定審査において「適」の判定を受けることが必要です。

10 その他

- (1) 検査当日は、筆記用具を持参してください。

- (2) 検査会場及びその周辺には駐車場がありませんので、自家用車による受検は禁止します。公共交通機関を利用してください。

この検査に関する問い合わせ先
北海道教育庁総務政策局教職員課道立学校人事グループ
電話 (011) 231-4111 内線35-226

北海道教育委員会告示第96号

平成23年度北海道立特別支援学校「理療」担当教員採用障害者特別選考検査を次の要領に

より行う。

平成22年11月25日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

平成23年度北海道立特別支援学校「理療」担当教員採用障害者特別選考検査実施要領

1 目的

この検査は、平成23年度北海道立特別支援学校教員の採用候補者を選考するために行うものです。

2 受検区分及び資格

区分	教科	受検資格（所有免許状）	生年月日
特別支援学校教諭	高等部（理療）	特別支援学校自立教科教諭免許状（理療）を有する者で、身体障害者手帳（1級から6級まで）の交付を受けており、自力による通勤ができ、介護者なしに教員として職務の遂行が可能なもの	昭和36年4月2日以降に生まれた者

（注）1 所有免許状は、平成23年3月31日までの取得見込みを含みます。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、受検できません。

(1) 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされた準禁治産者を含みます。）

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(4) 公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 採用予定数

1名

4 出願手続

(1) 出願書類

提出部数は1部です。

ア及びイの書類については、様式を北海道教育委員会のホームページからダウンロードすることができます。北海道教育庁総務政策局教職員課でも配布します。

提出書類	ア 願書
	イ 自己推薦書
	ウ 受検通知用はがき 通常はがきを使用し、あて先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、裏面は記入しないようにしてください。
	エ 結果通知用封筒 定型内封筒（長形3号）を使用し、あて先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、80円切手を貼ってください。
オ 身体障害者手帳の写し	

(2) 出願書類の受付期間

提出方法	受付期間	備 考
持参する場合	平成22年11月25日（木）から平成22年12月2日（木）まで	9時から17時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
郵送する場合	平成22年12月1日（水）の消印のものまで有効	「簡易書留」扱いとってください。

（注）1 受付期間終了後に提出された出願書類や不備がある出願書類は受け付けません。

受理した出願書類は返戻しません。

2 受理した出願書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

(3) 出願書類の提出先

北海道教育庁総務政策局教職員課

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

(4) その他

身体に障害がある方で、点字、拡大文字等による受検を希望する方は、願書の「配慮希望事項」欄に記入してください。

また、検査会場において配慮を必要とする方は、願書の「希望事項」欄に記入するとともに、出願時に連絡してください。

5 検査期日

平成22年12月12日（日）

6 検査会場

札幌市中央区北3条西7丁目
道庁別館西棟庁舎

7 検査の日程及び内容

(1) 日程

～8:45	集 合
9:00～10:00	論文検査（60分）
10:20～ （12:00～13:00 休憩）	面接検査（個別面接）

(2) 内容

ア 論文検査（60分）800字以内

イ 面接検査（個別面接）一人35分程度

（内容）・一般面接

・教育活動における具体的な場面設定による教員としての指導や対応

8 選考結果の通知等

(1) 選考結果は平成22年12月中に、採用候補者名簿に登録する者とし、しない者とに区分して通知します。

なお、採用候補者名簿の有効期限は、平成24年3月31日までです。

(2) 採用候補者名簿の登録者については、本人への結果通知時に北海道教育委員会のホームページに受検区分ごとに受検番号を掲載します。

(3) 選考結果の開示請求

面接検査まで終了した受検者で、登録にならなかったものについては、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第27条の規定により、結果通知書を発送した日から1か月間に限り、受検者本人が自己の選考検査の結果について、口頭による開示請求をすることができます。

口頭による開示請求の詳細については、検査時にお知らせします。

9 採用の方法

(1) 採用は、登録者の中から、平成23年4月から平成24年3月までの間において欠員が生じたときに行いますが、登録が直ちに採用を意味するものではありません。

(2) 採用に当たっては、健康判定審査において「適」の判定を受けることが必要です。

10 その他

(1) 検査当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 検査会場及びその周辺には駐車場がありませんので、自家用車による受検は禁止します。公共交通機関を利用してください。

この検査に関する問い合わせ先
北海道教育庁総務政策局教職員課道立学校人事グループ
電話 (011) 231-4111 内線35-226